



平成 23 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 壱 番 屋  
代表者の役職名 代表取締役社長 浜 島 俊 哉  
(コード番号 7630 東証第 1 部・名証第 1 部)  
(問い合わせ先) 常務取締役経営企画室担当 阪口裕司  
T E L 0586-81-0792

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 21 日開催の取締役会において、平成 23 年 8 月 25 日開催予定の第 29 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第 45 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、その他所要の変更を行うものであります。

なお、当社は、取締役の任期を 1 年と定め、経営陣の適否を毎年ご判断いただける体制を構築しておりますので、本定款変更案を適用するために必要な法令上の要件を満たしております。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 8 月 25 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 23 年 8 月 25 日（木曜日）

以上

別紙

「定款変更の内容」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第45条 (条文省略)	第7条～第44条 (現行どおり)
	(剰余金の配当等の決定機関)
(新設)	第45条 <u>当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会により定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。	第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
(新設)	(2) <u>当社は、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u>
(新設)	(3) <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u>
(中間配当)	
第47条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削除)
第48条 (条文省略)	第47条 (現行どおり)